

平成19年9月21日

携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化に関する 携帯電話事業者等への要請

総務省は、携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化に関し、本日、携帯電話事業者等に要請を行いました。

1 要請の対象及び方法

株式会社株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（代表取締役社長 中村維夫）、KDDI株式会社（代表取締役社長 小野寺正）、ソフトバンクモバイル株式会社（代表取締役社長兼CEO 孫正義）、株式会社ウィルコム（代表取締役社長 喜久川政樹）及びイー・モバイル株式会社（代表取締役社長兼COO エリック・ガン）の各社に対し、総合通信基盤局長名の文書で要請を行いました。

2 要請の内容

別紙のとおり。

関係報道発表資料

○「モバイルビジネス活性化プラン」の公表（平成19年9月21日報道発表）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070921_1.html

【連絡先】

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当：松田課長補佐、桃井専門職、田中官

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線5837)

FAX： 03-5253-5838

携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化について（要請）

携帯電話（PHS等を含む。）に係る現行の販売モデルにおいては、端末価格と通信料金が一体となっている事案が多数存在し、利用者から見て負担の透明性・公平性が十分確保されているとは言えない状況にある。

総務省においては、本日、「モバイルビジネス活性化プラン」を策定・公表し、端末価格と通信料金が一体となっている現行の販売モデルについて、2008年度を目途に、端末価格と通信料金が利用者から見て明確に区分された新料金プラン（利用期間付契約を含む。）を部分導入すべく所要の見直しを図る等の方針を示したところである。

については、貴社において、上記の趣旨を踏まえ、携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化を図るべく積極的かつ速やかに所要の措置を講じるよう検討することを要請する。